

姫路市宿泊型児童館運営会議開催要領

(趣旨)

第1条 姫路市宿泊型児童館（以下「宿泊児童館」という。）の適切な運営について広く意見を求めるため、姫路市宿泊型児童館運営会議（以下「運営会議」という。）を開催する。

(会議)

第2条 運営会議では、次の各号に掲げる事項について出席者の意見を聴くものとする。

- (1) 宿泊部門の運営に関する事
- (2) 児童厚生部門の運営に関する事。
- (3) 天体観測部門の運営に関する事。
- (4) その他運営会議が必要と認める事項

(出席者)

第3条 運営会議は次の各号に掲げる者のうちから、宿泊児童館館長が出席を依頼して開催する。

- (1) 姫路市子ども会連合会の代表者
- (2) 姫路市私立こども支援機構の代表者
- (3) 対象地域内の小学校長
- (4) 対象地域内の主任児童委員
- (5) 宿泊児童館地域組織活動クラブの代表者
- (6) 宿泊児童館を所管する所属の長
- (7) 指定管理者の職員のうち宿泊児童館館長が指名する者
- (8) その他宿泊児童館館長が必要と認める児童福祉及び天体観測に係る者

2 前項の規定により、出席を依頼された者は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、これに代わる者又は必要な者に出席を依頼することができる。

(司会)

第4条 宿泊児童館館長は、年1回以上会議を開催し、その司会を行う。

2 宿泊児童館館長に事故等があるときは、あらかじめ宿泊児童館館長が指名する者がその職務を代行する。

(庶務)

第5条 運営会議の庶務は、宿泊児童館において処理する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、運営会議の運営に必要な事項は、宿泊児童館館長が定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。